

陶郷中尾と鬼木棚田の重点景観計画

令和7年3月

目 次

第1章 重点景観計画について	1
第2章 陶郷中尾と鬼木棚田の景観の特性と課題	2
1. 中尾郷と鬼木郷の景観の現況	2
2. 陶郷中尾と鬼木棚田の景観形成における課題	7
第3章 重点景観計画区域の設定	8
第4章 良好な景観の形成に関する方針	10
第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	11
1. 重点景観計画区域における行為の制限	11
2. 景観形成基準	14
3. 届出の流れ	25
第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	26
1. 景観重要建造物の指定に関する事項	26
2. 景観重要樹木の指定に関する事項	27
第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項	28
1. 基本的な考え方	28
2. 景観重要公共施設の対象	28
3. 指定の方針	28
第8章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に 関する事項	29
第9章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	29

第1章 重点景観計画について

本町は、町の重要な景観を構成する要素を後世に残すため、町民・事業者・行政がその魅力に気づき、協働で守り育てることとし、町全体の総合的な景観形成を図ることを目的として「波佐見町景観計画」を平成27年8月に策定し、良好な景観の形成を目指して取り組みを進めてきました。

本町の景観計画では、陶郷中尾や鬼木棚田について、重点景観計画区域（案）として位置付け、平成27年度より、その特徴的な景観についての調査を進め、景観の文化的価値の高さから、文化財保護法に基づく重要文化的景観に選定されることとなりました。

本計画の対象となる、「陶郷中尾と鬼木棚田の重点景観計画区域」は、窯業と農業の生業により形成された集落が、それぞれ生産活動や暮らしを支えあいながら、共に発展してきた長い歴史があります。しかし現在は、ライフスタイルが大きく変わり、利便性の高い場所での就業や生活を求めて人が移動をすることで、不便な地域は人口減少や高齢化が進み取り残されてしまう傾向があります。中尾郷や鬼木郷においても人口減少や高齢化が進んでいますが、今でも窯業と農業を継続し、古くて懐かしい特徴的な景観がまとまってみられる貴重な地区です。

これらの景観をできる限り保全し、未来に向けてさらに良好な景観を形成するため、本町は国の重要文化的景観の選定の申出を行うと同時に、「陶郷中尾と鬼木棚田の重点景観計画」を策定し、将来に伝え、残すべき魅力的な景観まちづくりを行います。



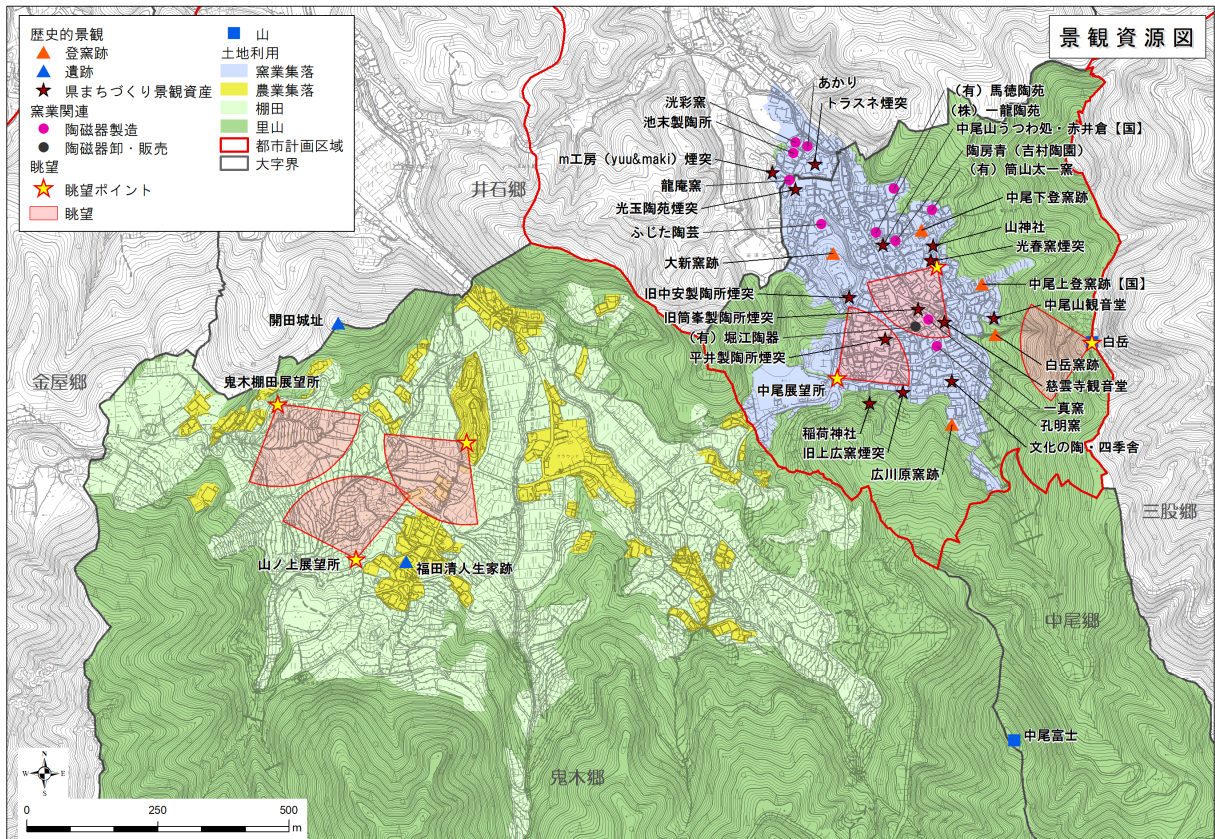
第2章 陶郷中尾と鬼木棚田の景観の特性と課題

中尾郷と鬼木郷について、景観資源や法規制の状況、災害リスクについて把握し、景観の特性及び課題の整理を行いました。

1. 中尾郷と鬼木郷の景観の現況

中尾郷は、中尾川を挟んだ谷地に、軒を連ねるようにして窯業を中心とした高密度な集落が形成されています。かつての窯業のシンボルであったレンガ造りの煙突が今もなお姿を残し、陶石を採掘していた白岳等の山林に囲まれています。現在も窯業の生産が盛んに行われ、路地からは製造の過程を垣間見ることができ、ギャラリーでは陶磁器が販売され、窯業の生業を身近に感じられる集落景観となっています。

鬼木郷は、背後にある虚空蔵山系の大規模な地すべり地において、山から流れる開田川、中ノ川内川、鬼木川の3つの河川を活かし、江戸時代を起源とする棚田や茶畑などの農地と、そこで脈々と受け継がれてきた開田、山ノ上、大鬼木の3つの連合（集落）により構成された集落が点在する農業景観が形成されています。鬼木棚田は「日本の棚田百選」に選ばれており、四季折々の美しい棚田景観を見渡せる展望所が複数立地しています。

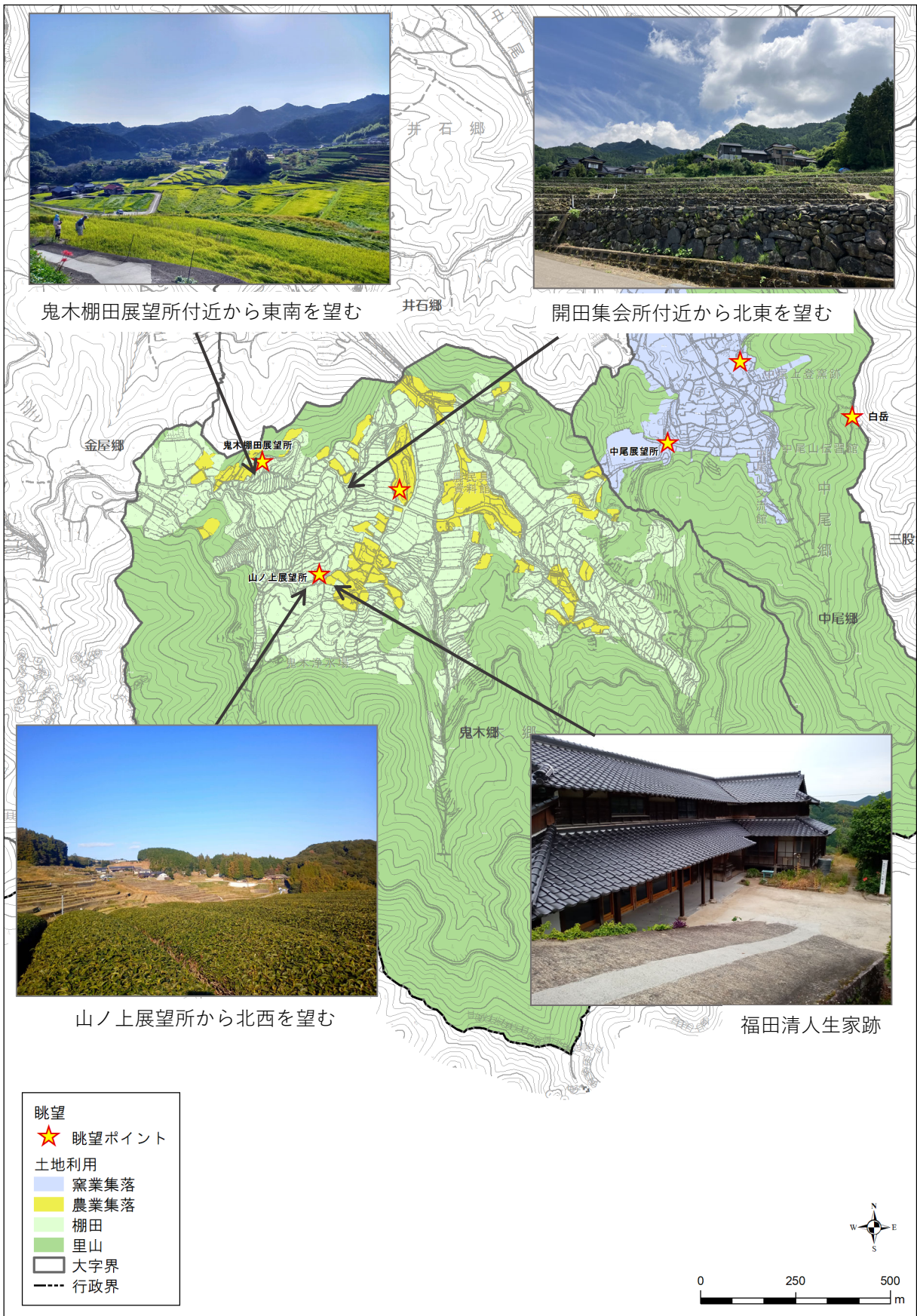


作成時点：令和6年7月

■中尾郷の景観資源と眺望写真



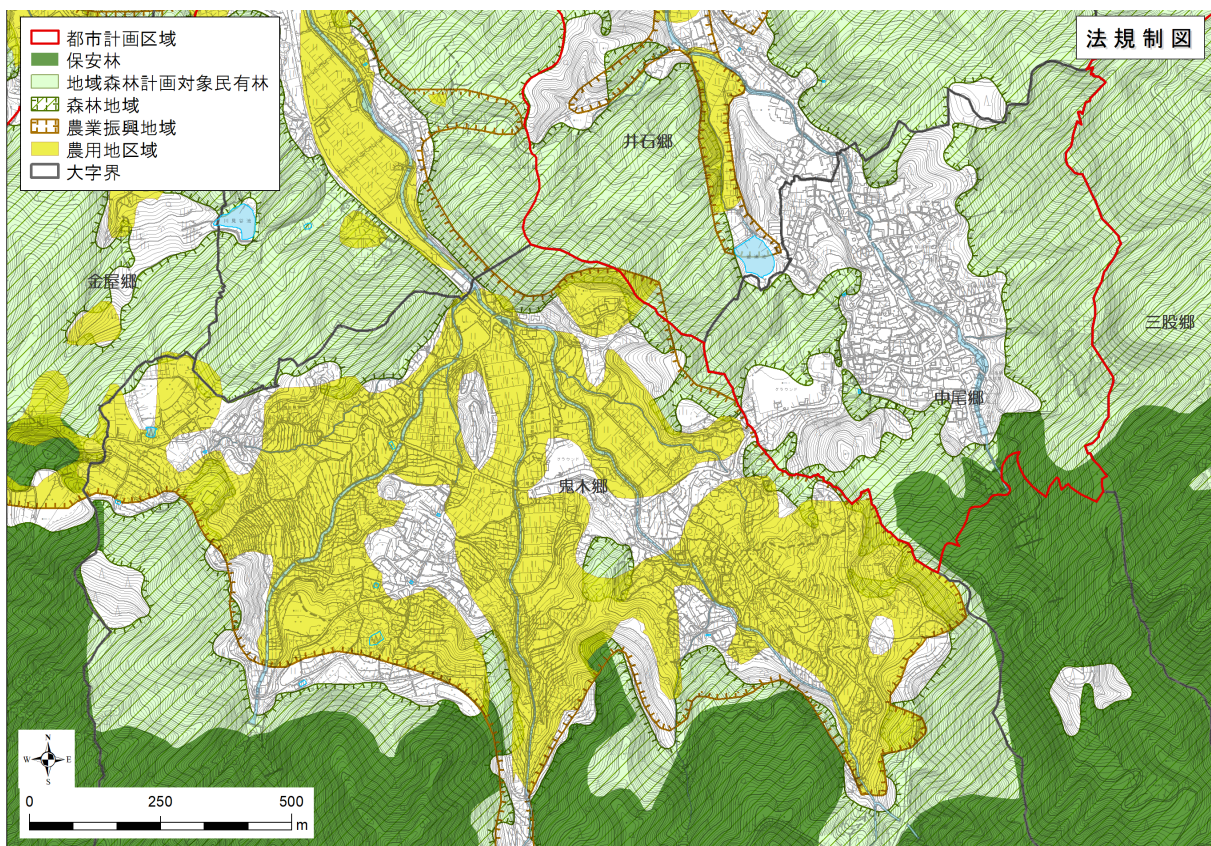
■ 鬼木郷の景観資源と眺望写真



【法規制】

中尾郷と鬼木郷には、以下の法規制区域が定められ、土地利用等への規制が行われています。

区域名(法律名)	中尾郷	鬼木郷
都市計画区域 (都市計画法)	・建築行為や 3,000 m ² 以上の開発行為について、建築確認申請や開発許可制度による規制	—
森林地域 (森林法)	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林 ・地域森林計画対象民有林 ・保安林制度や林地開発許可制度による規制 	
農業振興地域 (農業振興地域の整備に関する法律)	—	・農用地区域 (農地転用は原則禁止)



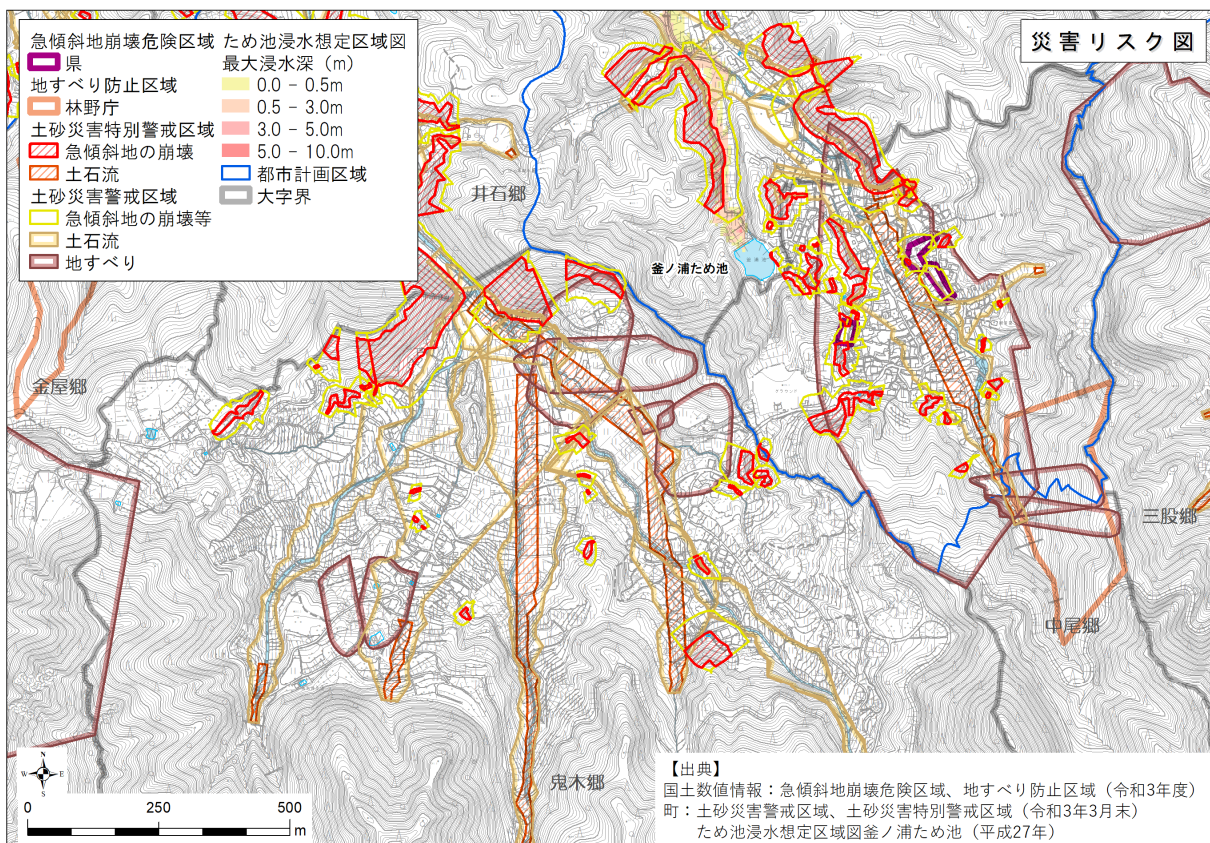
【出典】 国土数値情報：森林地域、農業地域（一部編集）
町：都市計画区域、大字界

作成時点：令和 6 年 11 月

【災害に関する法規制】

中尾郷、鬼木郷ともに、周囲を山に囲まれ、集落地内を河川が流れており、斜面地において土砂災害の危険性があります。

区域名(法律名)	中尾郷	鬼木郷
急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地法)	・急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為について制限	—
地すべり防止区域 (地すべり等防止法)	・地すべりの発生を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限	—
土砂災害警戒区域(土石流) 土砂災害警戒区域(地すべり) (土砂災害防止法)	・土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進	



作成時点：令和6年7月

2. 陶郷中尾と鬼木棚田の景観形成における課題

これまでに整理した中尾郷・鬼木郷の景観特性を踏まえ、良好な景観を維持し、後世に伝えていくため、景観形成における課題の整理を行いました。

項目	中尾郷	鬼木郷
自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・山林の維持管理 ・防災対策(災害復旧工事時の仮設物の景観配慮) ・河川・水路の維持管理 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・中尾川の修景 	<ul style="list-style-type: none"> ・墓地と周辺樹木の維持管理 ・害獣駆除 ・太陽光発電施設(設備)の制限
まち並みの保全と形成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特徴を活かした景観形成のルールづくり ・景観資源の保全、維持管理への支援 ・塔状工作物類(携帯電話のアンテナ、電線等)設置時の景観配慮 ・景観に配慮した路面整備 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・レンガ造り煙突の耐震補強 ・路地空間の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発許可の対象とならない規模の開発、建築行為の制限
景観形成意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・景観の価値と景観形成意識を高める 	
コミュニティの維持	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少、少子高齢化対策 ・空家、空き地の低減、利活用 ・地域の防災力の向上 	
生業の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・生業の振興と継続 ・後継者の育成 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・製造過程が見える景観づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の維持管理(区画の保全) ・農業用施設の維持管理(石積の保全) ・耕作放棄地の低減 ・水利システムの維持管理
景観まちづくりによる観光振興	<ul style="list-style-type: none"> ・滞在空間の整備 ・案内サインの整備 ・駐車場の案内・観光情報の発信 	

第3章 重点景観計画区域の設定

本町では、町全域を「一般景観計画区域」として定め、緩やかなルール設定により広域的な観点で景観誘導を図っているところですが、窯業と農業の特徴的な景観を有する中尾郷・鬼木郷について、重点景観計画区域として定め、良好な景観形成を図ります。

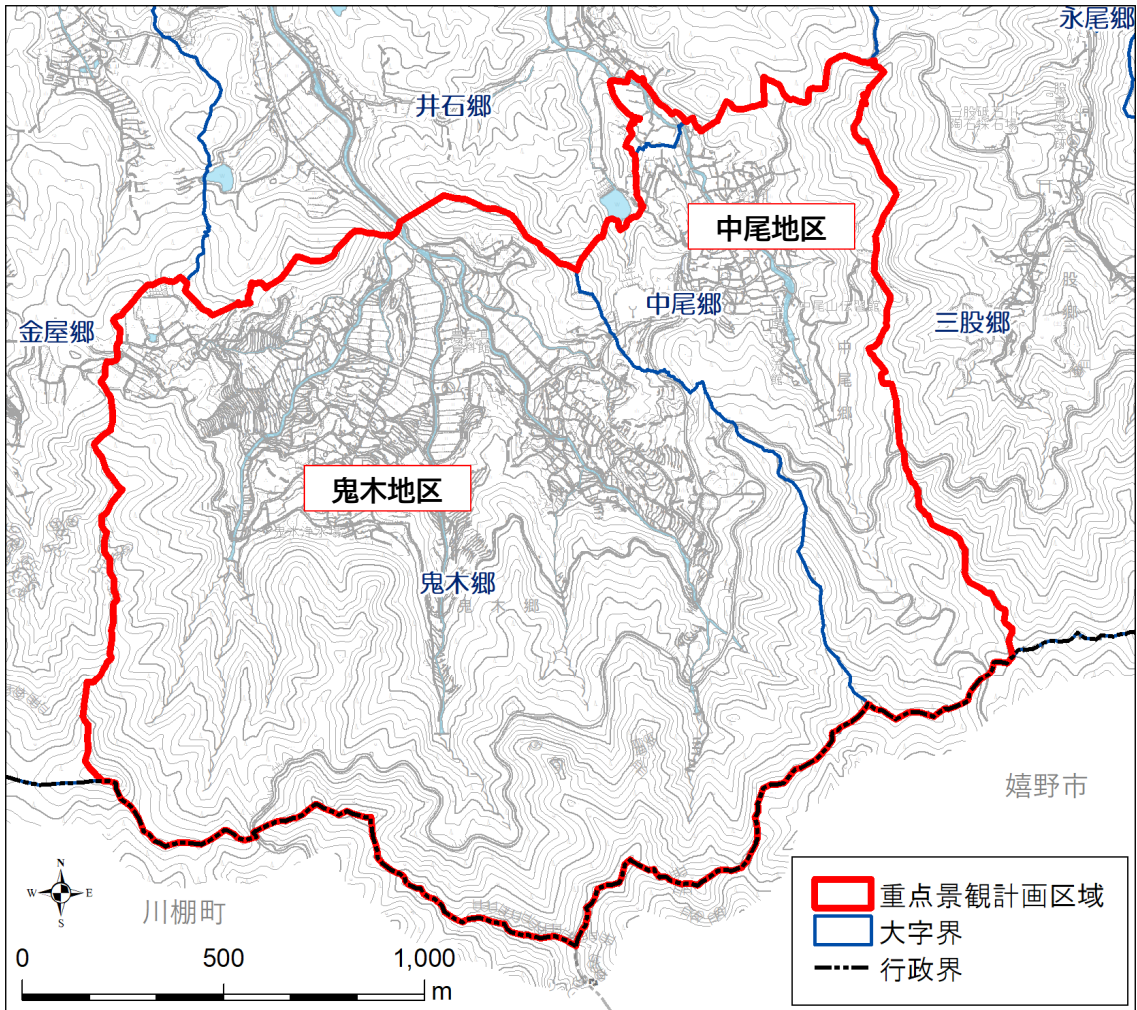


※中尾地区は井石郷の一部を含む。



白岳山頂から鬼木棚田、中尾郷を望む

重点景観計画区域図



第4章 良好な景観の形成に関する方針

本計画の基本方針は以下に示すとおりです。

江戸時代から続く、長い時間をかけて受け継がれてきた中尾郷の窯業景観と、鬼木郷の農業景観について、特徴ある文化的価値の高い貴重な生業の景観として未来につなぐため、住民のみならず町民や来訪者に広く理解をしてもらえるよう意識の共有と、良好な景観形成について将来に渡って守り伝えます。

また、窯業や農業の生業を継続できる地域コミュニティを維持するとともに、住民や来訪者が魅力や居心地の良さを感じられる良好な景観の形成を図ります。



第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第2号関連)

本町は平成27年に「波佐見町景観計画」を策定し、町全域を「一般景観計画区域」とし、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」(以下、「行為の制限に関する事項」という。)を定め、これに基づき良好な景観形成の推進を図っているところです。

重点景観計画区域を設定するにあたり、中尾郷、鬼木郷において、地域の特色に合わせた、届出対象行為及び景観形成基準を設け、該当する行為を行う場合には、景観形成方針に十分に配慮することとします。

1. 重点景観計画区域における行為の制限

行為の制限とは、景観計画区域内で行う建築行為などに対し一定の条件に該当するもの(届出対象行為)について届出を課し、本地区の景観形成の方針に沿った規制誘導の基準(景観形成基準)により、良好な景観形成を図るものです。

中尾郷・鬼木郷の美しい景観を守り育てていくために、景観に大きな影響を与える可能性のある建築物や工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更を行う場合には、事前に届出が必要となり、景観形成方針と行為の制限(景観形成基準)に合致したものとすることが求められます。以下の表に該当する行為を行う場合は、届出の対象となります。

(1) 届出対象行為

対象となる行為		対象規模
①	建築物の建築等(※1)	床面積の合計が10㎡を超える建築物
② 工作物の建設等(※1)	塔状工作物類・遊戯施設類(※2)	高さが4mを超えるもの
	製造施設・貯蔵施設・処理施設・自動車車庫等(※2)	高さが4mを超えるもの
	垣、柵、塀類	高さが2mを超えるもの
	農業用施設等	高さが1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンク、防霜ファン等
	橋梁等	規模に関係なくすべて
	太陽光発電*パネル等	規模に関係なくすべて(戸建て住宅上部に設置するものを含む)
③	工作物の除却	規模に関係なくすべて
④	開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(景観法第16条第1項第3号)のうち、区域面積100㎡を超える開発行為

⑤ 土地の開墾及びその他の土地の形状の変更	面積が100㎡を超えるもの又は高さが1.5mを超える法面を生じるもの、幅員が2mを超える河川及び水路等もしくは道路及び農道等の新設、改修（掘削に伴う舗装復旧を含む）等
⑥ 土石の採取、木竹の伐採	面積が100㎡を超えるもの。ただし、農業等を営むための行為は除く
⑦ 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その堆積期間が90日を超え、かつ、その面積が100㎡を超えるもの（ただし、窯業に関するものを除く）
⑧ 特定照明	届出が必要な建築物及び工作物について、夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う特定照明の新設、増設、改設若しくは移設又は色彩等の照明方法の変更
⑨ その他	波佐見町景観審議会の意見を聞いたうえで、景観形成に支障を及ぼす恐れがあると町長が認める行為

（※1）外観を変更する修繕・模様替・色彩の変更については、外観変更に係る見附面積^{みつげ}の合計が10㎡を超えるもの。

増築を行った結果、対象規模に達するものについては届出が必要。

（※2）建築基準法第88条第1項、第2項その他の工作物

（煙突／鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など／携帯電話のアンテナなど／広告塔、広告板、装飾塔、記念塔など／高架水槽、サイロ、物見塔など／擁壁^{*}／昇降機、ウォータースhoot、コースターなど／メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔など／製造施設（アスファルト、石油、ガス、穀物、飼料など）／自動車車庫の用に供する立体的な収納施設など／貯蔵施設（飼料、肥料、セメントなど）／汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設）

(2) 重点景観計画区域において届出の対象外となる行為

(景観法第16条第7項関係)

次に掲げる行為に該当する場合、届出は必要ありません。

- ① 地盤面下又は水面下における行為
 - ② 建築物の増築、改築又は移転に係る床面積の合計が10㎡以下のもの
 - ③ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「外観の変更等」という。)に係る部分の面積の合計が10㎡以下のもの
 - ④ 工作物の外観の変更等に係る部分の面積の合計が10㎡以下のもの
 - ⑤ 開発行為、土地の開墾等、木竹の伐採、土石等の堆積で面積が100㎡以下のもの
 - ⑥ 土石等の堆積で堆積期間が90日以内のもの
 - ⑦ 窯業に係るものの屋外における堆積
 - ⑧ 仮設の建築物の建築及び工作物の建設等
 - ⑨ 次に掲げる木竹の伐採
 - ア：除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ：枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ：自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ：仮植した木竹の伐採
 - オ：測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
 - ⑩ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ⑪ 他の法令に基づき許可、認可、届出等を要するとされた次の行為
 - ア：都市公園法の都市公園内で行う行為
 - イ：屋外広告物法の規定に適合する行為
 - ⑫ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - ⑬ 国の機関又は地方公共団体が行う行為
 - ※届出対象となる規模の行為については、事前に波佐見町への通知が必要である。
なお、必要に応じ、当該行為についての協議を求める場合がある。
 - ⑭ 景観法に基づき規定された次の事項について、許可、認可等を受け、又は、その規定により行う行為
 - ア：景観重要建造物
 - イ：景観重要公共施設
 - ウ：景観農業振興地域整備計画
 - ⑮ その他、良好な景観の形成に支障がないと町長が認める行為
- なお、上記の届出の対象外となる行為であっても、本計画で定める景観形成基準に適合するように努めることとします。

2. 景観形成基準

「1. (1) 届出対象行為」に関する景観形成上の基準について、推奨する基準及び最低限守るべき基準の二段階で定めます。

届出の内容が最低限守るべき基準に適合しない場合、町長は届出者に対して、設計の変更等を勧告することができます。また、建築物又は工作物の形態意匠（建築物の高さは含まれません。）について、町景観条例で特定届出対象行為を定めることにより、変更命令を行うことができます。

(1) 推奨する基準

行為	推奨する基準
①建築物の建築等	<p>■主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないように、高さは地上2階建て又は10m以下を基本とする。</p> <p>■窯業や農業の生業が垣間見える景観を目指し、門・塀は基本的に設けないものとするが、設ける場合はできるだけ低い高さとなるように努める。</p> <p>■生垣は、狭い道路空間の見通しを遮らない樹種とし、低木を基本とする。</p> <div data-bbox="363 1025 1385 1124" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>中尾地区 ■窯業の生業が感じられるように、店舗等の建築物については、屋外から店内の様子が見えるように配慮する。</p> </div>
意匠・素材	<p>■背景となる山の稜線等、周辺の自然景観に与える影響を軽減するために、奇抜なデザインのものを避ける。</p> <div data-bbox="608 1285 1139 1464" style="text-align: center;"> </div> <p>・大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。</p> <div data-bbox="357 1581 1394 1738" style="text-align: center;"> </div> <p>■屋根は、切妻、寄棟、入母屋の軒のある勾配屋根とし、陸屋根は用いない。</p> <div data-bbox="612 1832 1129 2002" style="text-align: center;"> </div>

■外壁は、漆喰仕上げ又は板張りを基本とする。



■門・塀を設ける場合は、自然素材やトンバイ塀等とし、周囲の景観に調和させるものとする。

■住宅、寺社等の歴史的建築物等の改築、外観を変更する場合、従前と同様の形態・意匠とする。

・外壁は、漆喰仕上げ又は板張りとする。

・簡易な小屋等は、自然素材等を使用した屋根とし、素朴な造作とする。

■建築物の壁面の基調色は、白・灰・茶色のうち、周辺景観と調和した色彩とする（ただし、前記の色彩に近似の色彩の木材、石材等の自然素材を用いる場合は素地色も可とする）。



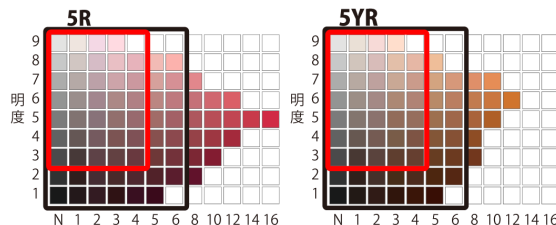
■基調色として、その他の色彩を用いる場合は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。

・R（赤）、YR（橙）、Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度3以上かつ彩度4以下

・その他の色相を使用する場合は、明度3以上かつ彩度2以下

※ただし、上記以外の色彩をアクセント色として着色する場合は各見附面積の1/20以下とすること。

<例>




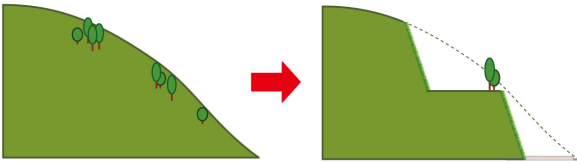


□:一般景観計画区域
 □:重点景観計画区域(推奨)

■建築物の屋根の基調色は、焦げ茶色又は黒灰色のうち、周辺景観と調和した色彩とする（ただし、前記の色彩に近似の色彩の自然素材を用いる場合は素地色も可とする）。



① 建築物の建築等	色彩 屋根	<p>■基調色として、その他の色彩を用いる場合は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、明度2以上4以下かつ彩度6以下 ・Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度2以上4以下かつ彩度4以下 ・その他の色相を使用する場合は、明度2以上4以下かつ彩度2以下 ・N（無彩色）においては、明度2以上5以下 <p>■展望所や道路から見下ろされる屋根には太陽光パネルの設置をしない。</p>
	緑化	<p>■緑豊かな景観とするため、樹木はできるだけ保全を図り、敷地内はできる限り緑化する。</p>
	設備	<p>■エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、またごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所への設置や、木壁や植栽により遮蔽するなど、景観に配慮する。</p>
② 工作物の建設等		
配置・高さ	<p>■主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのない配置とする。</p> <p>■周囲のまち並みや自然等との調和に配慮した高さとし、長崎県のまちづくり景観資産である煙突の高さ10mを超えないものとする。</p>	
		
		
		<p>■行為地が山林の近傍の場合は、その稜線を乱さないように配慮する。</p> <p>■屋外広告物、太陽光発電パネル等は設置しない。</p> <p>■鉄塔等は、展望所等の眺望点及び主要道路の歩行者目線からの景観に配慮した位置や高さ等とし、必要最小限の設置とする。</p> <p>■公共工事で建設されるものについては、景観に配慮したものとする。</p>

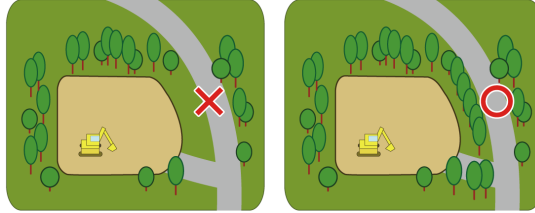
② 工作物物の建設等	<p>意匠・素材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■背景となる山の稜線等、周辺の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのもを避ける。 ・大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。 ・周辺のまち並みとの調和に配慮した意匠・素材とするなど、影響が最小限となるよう努める。 ■擁壁、水路、河川護岸、法面等は、石積、土羽等の伝統的な工法を基本とする。 
	<p>色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。 ・R（赤）、YR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 ・Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 ・その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ・ガードレールの色については景観に配慮し白以外のグレーベージュ、ダークブラウン、ダークグレーとする。 
<p>③ 開発行為</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ■開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行う。 ・主要な眺望点からの眺望に配慮し、掘削若しくは盛土は必要最小限とし、法面の整備はできる限り石積又は土羽とする。法面は緑化措置（芝、低中木の植栽等）を講じるなど、周辺との調和に配慮する。  <ul style="list-style-type: none"> ■開発許可による規制の対象となる場合、開発区域面積の3%以上の公園、緑地又は広場を設けるものとする。 		
<p>④ 土地の開墾及びその他の土地の形状の変更</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ■開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。  <ul style="list-style-type: none"> ・擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最低限とするとともに、素材や色彩の工夫、緑化措置を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。 		

形他墾④
状の及土
の土び地
変地その
更のの開

- 掘削若しくは盛土の規模は最小限とし、法面の整備はできる限り石積又は土羽とする。法面は緑化措置（芝、低中木の植栽等）を講じるなど、周辺との調和に配慮する。

⑤土石の採取、木竹の伐採

- 土石の採取地が、道路などの公共空間から見えないように遮蔽するなどの工夫をする。



- 周辺景観への影響に配慮し、伐採予定地に景観的に寄与している樹木があった場合は保全する。
- 行為終了後は、その周辺景観が良好に維持できるように植林等の緑化を講じる。

⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

- 堆積物が道路や眺望点などの公共空間から見えないように遮蔽するなどの工夫をする。
- 物件は整然と集積・堆積するように努め、必要に応じてその周囲に植栽を行うなど修景に努める。

⑦特定照明

- 地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。
- ライトアップ等を行う場合は、効果的な照明を行い、夜景の演出に配慮する。



⑧その他

- 周囲のまち並みや自然等との調和に配慮する。

<陶郷中尾 推奨する基準イメージ図>



レンガ造りの煙突と屋根が連なるまち並み

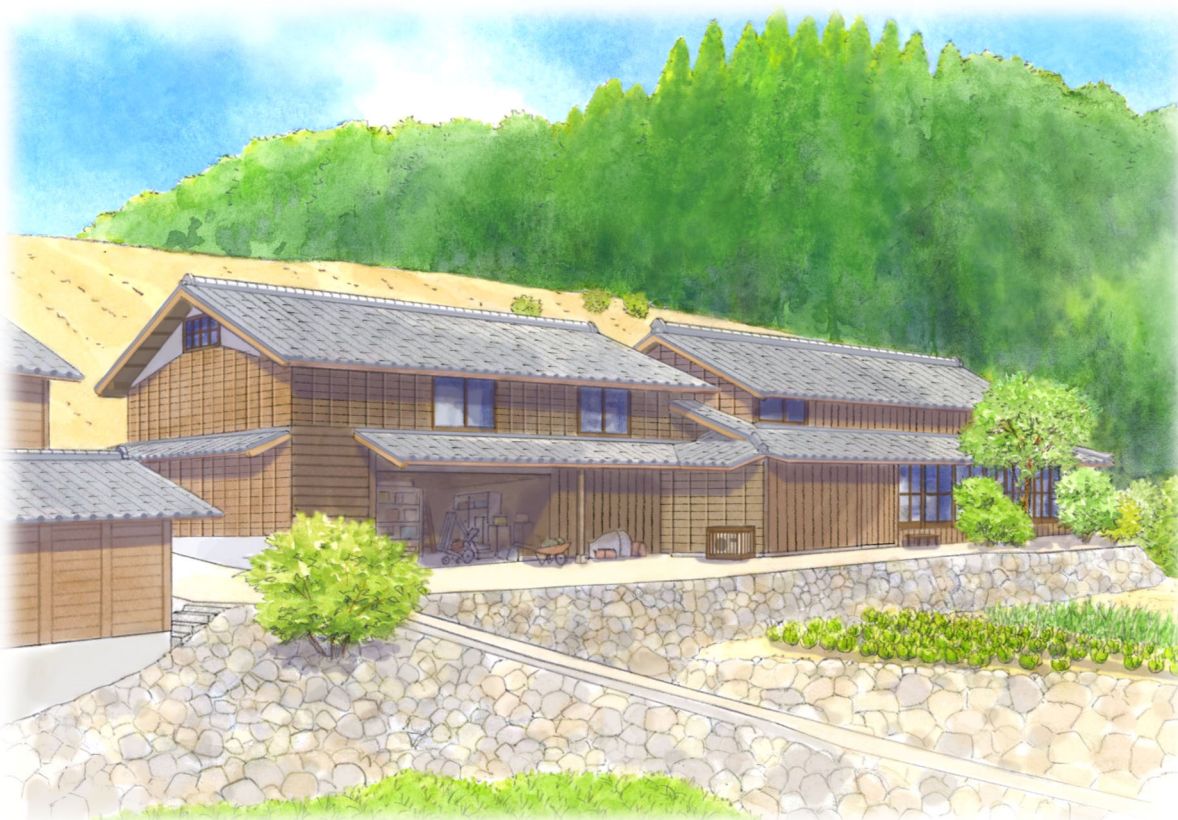


代表的な建築物

< 鬼木棚田 推奨する基準イメージ図 >

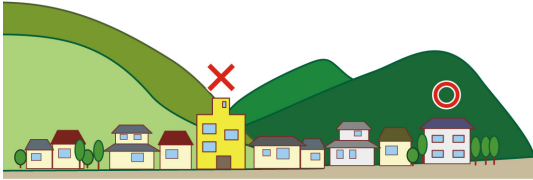
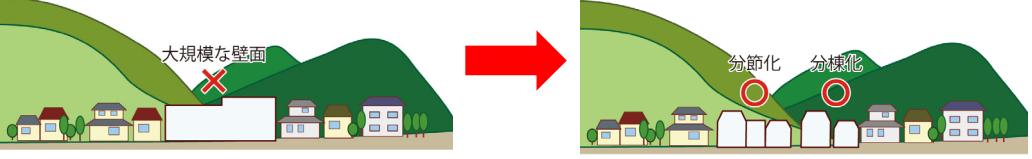
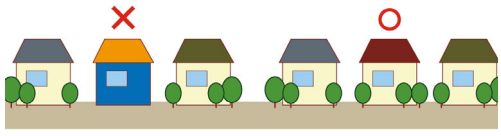



石積みの棚田



代表的な農家住宅

(2) 最低限守るべき基準

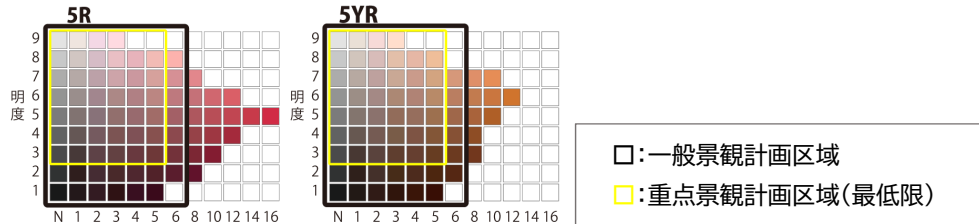
行為		最低限守るべき基準	
①建築物の建築等			
配置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ■主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのないように、高さは地上2階建て又は10m以下を基本とする。 ■窯業や農業の生業が垣間見える景観を目指し、門・塀は基本的に設けないものとするが、設ける場合はできるだけ低い高さとなるように努める。 ■生垣は、狭あいな道路空間の見通しを遮らない樹種とし、低木を基本とする。 		
	意匠・素材	<ul style="list-style-type: none"> ■背景となる山の稜線等、周辺の自然景観に与える影響を軽減するために、奇抜なデザインのものを避ける。  <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。  <ul style="list-style-type: none"> ■屋根は、切妻、寄棟、又は入母屋等の軒のある勾配屋根に努め、景観に調和したものとする。ただし、母屋と同一敷地内に建設されるものであって、床面積の合計が10㎡以下の小規模な倉庫、小屋については、この限りではない。 ■外壁は、周辺の景観に調和させるものとする。  <ul style="list-style-type: none"> ■門・塀を設ける場合は、周囲の景観に調和させるものとする。 	
色彩		<ul style="list-style-type: none"> ■建築物の壁面の基調色は、白・灰・茶色のうち、周辺景観と調和した色彩とする（ただし、前記の色彩に近似の色彩の木材、石材等の自然素材を用いる場合は素地色も可とする）。 	

■基調色として、その他の色彩を用いる場合は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。

- R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、明度3以上かつ彩度5以下
- Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度3以上かつ彩度4以下
- その他の色相を使用する場合は、明度2以上かつ彩度2以下

※ただし、上記以外の色彩をアクセント色として着色する場合は各見附面積の1/10以下とすること。

<例>



■建築物の屋根の基調色は、焦げ茶色又は黒灰色のうち、周辺景観と調和した色彩とする（ただし、前記の色彩に近似の色彩の自然素材を用いる場合は素地色も可とする）。



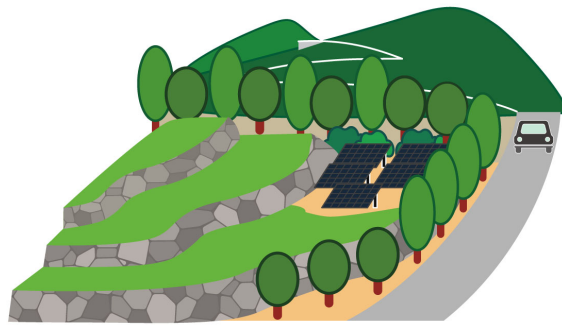
■基調色として、その他の色彩を用いる場合は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。

- R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、明度2以上4以下かつ彩度6以下
- Y（黄）系の色相を使用する場合は、明度2以上4以下かつ彩度4以下
- その他の色相を使用する場合は、明度2以上4以下かつ彩度2以下
- N（無彩色）においては、明度2以上5以下

■屋根に太陽光パネルを設置する場合は、パネルの色彩は、黒若しくは濃紺又は低彩度かつ低明度で、反射が少なく、模様が目立たないように努める。



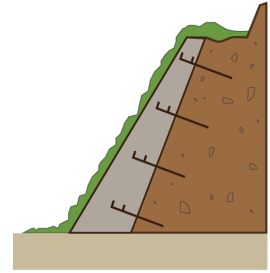
①建築物の建築等	緑化	■緑豊かな景観とするため、樹木はできるだけ保全を図り、敷地内はできる限り緑化する。
	設備	■エアコンの室外機や給湯器等の設備機器類、またごみ集積場や倉庫等の付帯施設については、道路などの公共空間から見えないような場所への設置や、木壁や植栽により遮蔽するなど、景観に配慮するよう努める。見えないようにすることが困難な場合は、建築物と同調させ目立たないような工夫をすることとする。
②工作物の建設等		
配置・高さ	配置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ■主要な眺望点からの眺望を著しく阻害することのない配置に努め、高さは長崎県のまちづくり景観資産である煙突の高さ 10m を超えないように努める。 ■周囲のまち並みや自然等との調和に配慮した高さとする。 ■行為地が山林の近傍の場合は、その稜線を乱さないように配慮する。 ■太陽光パネルを設置する場合は、周辺の風景との調和に配慮するとともに、道路や公園、展望所などの公共空間から目立たないよう配置などを工夫する。
	意匠・素材	<ul style="list-style-type: none"> ■背景となる山の稜線等、周辺の自然景観に与える影響を軽減するために、過度なデザインのものを避ける。 ・大規模な壁面が生じる場合については、その意匠の工夫や分節化等に配慮する。 ・周囲のまち並みとの調和に配慮した意匠・素材とするなど、影響が最小限となるよう努める。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ■基調となる色彩は、高明度、高彩度のものを避ける。その範囲は、マンセル表色系において、次の通りとし、周辺景観と調和した色彩とする。 ・ R（赤）、Y R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度 6 以下 ・ Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度 4 以下 ・ その他の色相を使用する場合は、彩度 2 以下 ・ ガードレールの色については景観に配慮し白以外のグレーベージュ、ダークブラウン、ダークグレーとする。



③開発行為

■擁壁については、周辺の景観と調和した形態意匠及び素材となるよう工夫をすることとする。

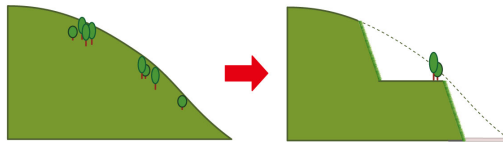
- ・擁壁等の構造物を設ける場合は、必要最低限とするとともに、素材や色彩の工夫、緑化措置を講じるなど、周辺景観との調和に配慮する。



■開発行為により生じた法面等については、周辺景観と調和した緑化等により修景を行い、主要な眺望点からの眺望に配慮する。

④土地の開墾及びその他の土地の形状の変更

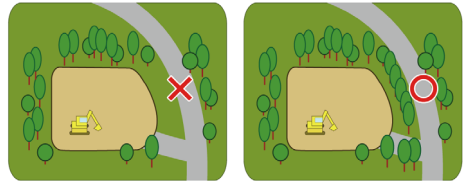
■開発後の土地の形状が、周囲の景観と不調和にならないよう造成については必要最小限のものとし、現状の土地形状を著しく変更することのないようにする。



⑤土石の採取、木竹の伐採

■土石の採取地が、道路などの公共空間から見えないうように遮蔽するなどの工夫をする。

■周辺景観への影響に配慮し、樹木はできるだけ保全する。



⑥屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

■堆積物が道路や眺望点などの公共空間から見えないうように遮蔽するなどの工夫をする。

⑦特定照明

■地域の夜間景観を損なう、過度の明るさや色彩の照明を避ける。

■ライトアップ等を行う場合は、効果的な照明を行い、夜景の演出に配慮する。



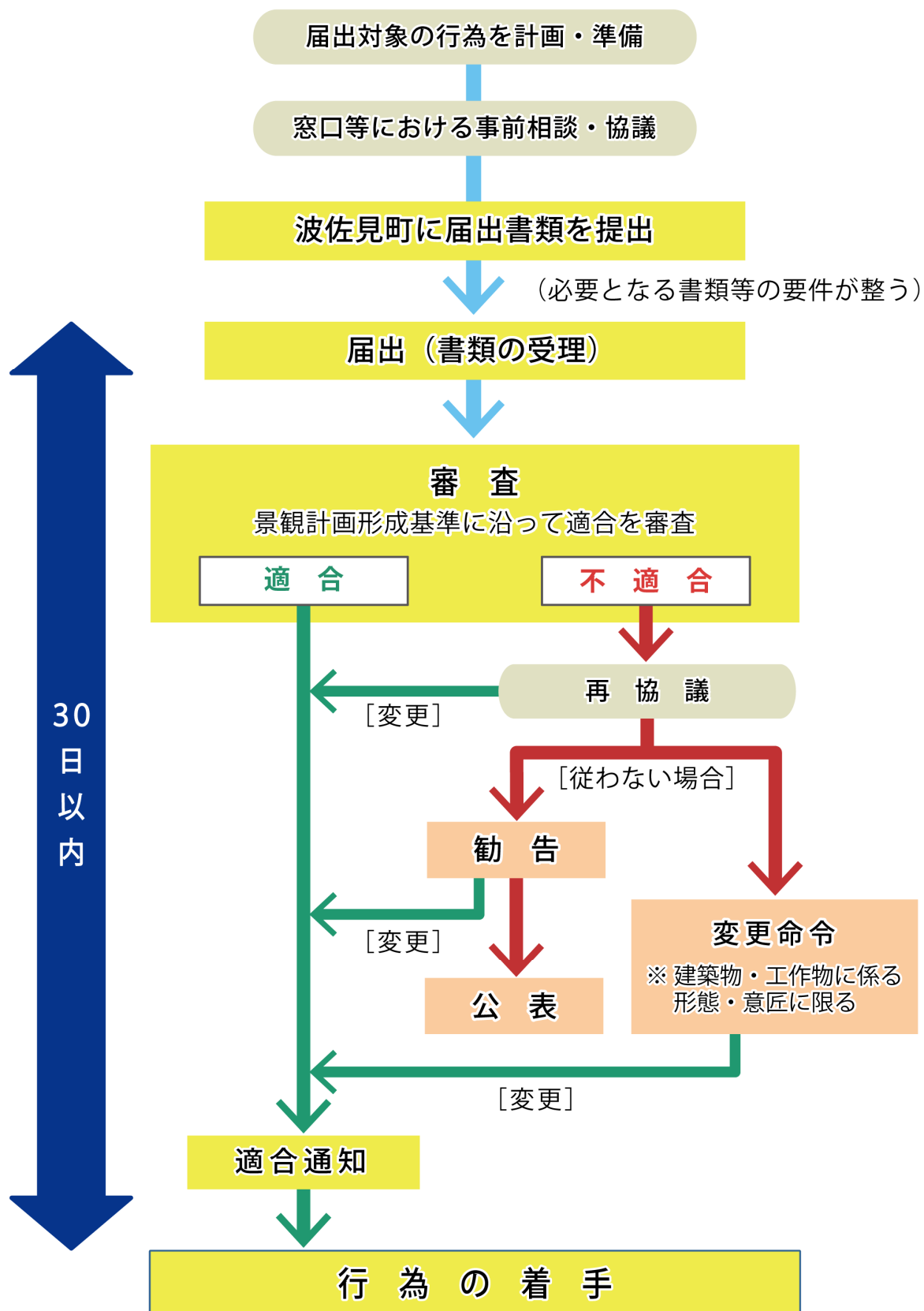
⑧その他

■周囲のまち並みや自然等との調和に配慮する。

3. 届出の流れ

景観法に基づく届出の流れは、以下のとおりです。

国又は地方公共団体が行う行為については、「届出」に代わり「通知」が必要です。



1. 景観重要建造物の指定に関する事項

景観重要建造物とは、建造物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではなく、地域の景観特性を踏まえたうえで、所有者の意見を尊重し景観上重要な建築物、工作物を町長が指定します。景観重要建造物に指定されると、増築や改築、移転や除去、外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更の際は町長の許可が必要となります。

また、建築規制の緩和や相続税の優遇措置など、建築基準法上の特例や税制による支援を受けることもできます。

波佐見町では以下のような観点から選定及び指定します。

- 周辺地域の良好な景観を特徴づける建造物
- 地域の自然や歴史、文化の特性を表している建造物
- すぐれたデザインや高度な技術が使われている建造物
- 地域の伝統的な様式を継承している建造物
- 波佐見町の観光名所となっている建造物
- 町民に親しまれ、愛されている建造物

※対象とならない重要建造物

- 重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定されているもの。

2. 景観重要樹木の指定に関する事項

景観重要樹木とは地域の景観上重要な樹木を所有者の意見を尊重し、町長が指定します。

景観重要樹木に指定されると、樹木の伐採、移植は町長の許可が必要となります。また、町長は管理の基準を定めて、その基準に沿って許可や命令、勧告を行うことができます。

波佐見町では、地域の自然や文化などからみて、樹姿が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものを以下のような観点から選定及び指定します。

- 地域の自然や歴史、文化の特性を表しているもの
- 地域のシンボルとなっているもの
- 樹齢、樹姿等からみて景観上優れているもの
- 町民に親しまれ、愛されているもの

※対象とならない重要樹木

- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定又は仮指定されているもの。

1. 基本的な考え方

道路、河川などの公共施設は、地域の景観に対して大きな影響を与えます。これらのうち、良好な景観形成のために重要な公共施設を関係機関と協議のうえ、景観重要公共施設に指定します。

2. 景観重要公共施設の対象

景観重要公共施設の対象は以下の通りです。

- ①道路法による道路
- ②河川法による河川
- ③都市公園法による都市公園
- ④その他政令で定める公共施設

これらの公共施設の質を向上・改善を行うことで、良好な景観形成をめざします。

また、公共施設管理者は、景観行政団体に対し、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等の許可の基準」を定めることを要請することができるとともに、追加又は変更を要請することができます。

3. 指定の方針

下記の①～③に該当するものを景観重要公共施設として指定します。

- ①広域景観の骨格となっている公共施設
- ②波佐見町の良好な自然景観や農地景観との調和が求められる公共施設
- ③波佐見町の特徴を活かした魅力ある景観形成が必要な公共施設

第8章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号関連)

現在、波佐見町では屋外広告物に関する規制については、「長崎県屋外広告物条例」の適用をしており、重要文化的景観の区域となる本計画区域は、屋外広告物を掲出できない「禁止地域」となります。ただし、「自家広告物」は掲出することができます。

良好な景観形成のために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置について次の通り基本方針を定めます。

- 屋外広告物のデザインは、地域特性や周辺景観との調和を図るとともに、広告物の面積、高さ、数量は必要最小限とし、できる限り集約化を行うよう努めます。
- のぼり旗等の簡易広告物については、過度な数量の掲出を避け、周辺環境や建築物と調和したものとしします。
- 必要最小限の規模にとどめ、山並みや周辺の景観から突出した印象をあたえないよう配慮します。
- 建築物、又は工作物に付随する場合は、当該建築物、又は工作物との調和を図ります。
- 文化財をはじめとする歴史的資源や景観重要建造物や樹木など、景観形成上重要な施設などの隣接地では、当該施設が有するイメージを損なわないよう、色彩、形態の工夫をし、周辺との調和するデザインとするよう努めます。また、当該施設などへの眺望を乱さないよう設置位置にも配慮します。

今後、必要に応じて、波佐見町独自の広告物規制の条例制定をめざした取り組みを行います。

第9章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

(景観法第8条第2項第4号関連)

本町では、農業集落と農地や山林により構成される、緑豊かな田園景観が長い年月を積み重ねて形成されてきました。こうした美しい田園景観は、本町固有の地勢や歴史、そこで暮らす人々の暮らしの中で形成されてきたものであり、波佐見の景観特性を語るうえで、非常に重要な意味を有しています。

こうした田園景観が広がるエリアは、本町の大部分を占めており、その景観の保全には、良好な営農環境の確保や集落の活力維持に向けた取り組みが重要となります。

そのため、今後、必要に応じて、地域の特色ある農村景観の保全・創出に向けた景観農業振興地域整備計画の策定について検討を行います。

陶郷中尾と鬼木棚田の重点景観計画

令和7年3月

編集・発行 波佐見町 建設課

〒859-3709

長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷 660 番地

TEL 0956-85-2111 FAX 0956-85-7351